

通商産業委員會議録第四十一号

昭和二十七年五月二十七日(火曜日)

午後二時四十分開議

出席委員

委員長 中村 純一君

理事 多武良哲三君 理事 山手 満男君

阿左美廣治君 江田斗米吉君

小川 平二君 神田 博君

小金 義昭君 永井 要造君

福田 一君 南 好雄君

加藤 錦造君 横田甚太郎君

出席政府委員

公正取引委 横田 正俊君

通商産業政務次官 本間 俊一君

通商産業事務官(通商局長) 牛場 信彦君

委員外の出席者

専門員 越田 清七君

五月二十三日

屋内電気工事従業者の技能検定制
制定に関する請願(福田一君紹介)
(第三〇六三三号)

中小企業等協同組合法等の一部改正
に関する請願(川端佳夫君紹介)(第
三一三三三号)

中小企業資金融通法制定促進に関
する請願(川端佳夫君紹介)(第三一
四四四号)

中小企業庁廃止反対の請願(川端佳
夫君紹介)(第三一一一五号)

公納金制度存続に関する請願(大石
ヨシエ君紹介)(第三一四二二号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

小林アルコール工場存置に関する陳
言

第一類第十一号

通商産業委員會議録第四十一号 昭和二十七年五月二十七日

情書(宮崎県西諸郡須木村田中藤
四郎外二百三十名)(第一九五五号)

貿易日用品検査所出張所設置に関
する陳情書(鹿児島県議會議長米山恒
治)(第一九五五号)

電力料金値上げ反対に関する陳情書
(泉大津市議會議長河合金一)(第一
九五五号)

電気料金値上げ反対に関する陳情書
(島根県八束郡美保町議會議長青
砥高之助)(第一九五五号)

只見川電源開発流域変更案実施促進
に関する陳情書外二件(新潟県中頸
城郡原田村議會議長宮下喜一郎外二
名)(第一九五五号)

間(新潟県佐渡郡相川町長井口源太
郎)(第一九五五号)

九州地区電源開発に関する陳情書
(福岡市新雁林町二十七番地九州電
気協同会会長安川第五郎)(第一九五
五号)

九州の電源開発と料金地域差縮小に
関する陳情書(九州経済同友会代表
委員安川寛)(第一九六〇号)

を本委員会に送付された。

本日(の)會議に付した事件

輸出取引法案(内閣提出第二三九号)

○中村委員長 これより會議を開きま
す。

本日はまず輸出取引法案を議題とい
たし質疑に入ります。質疑の通告があ
りますからこれを許します。山手満男
君。

○山手委員 輸出取引法案について少
しお伺いをしてみたいと思います。こ
の法案は地味な経済問題でありますの
で、全般的には議論があまり沸騰して
おらないのでありますが、交易で過剰
人口を養つて行かなければならない日
本にとつては、この法案は将来非常に
重要性を増して来る法案であることを
確信いたしております。この法案の目
的は、第一條に書いてありますが、「不
公正な輸出取引を防止し、及び輸出取
引の秩序を確立し、もつて輸出貿易の
健全な発展を図ることを目的とする。」
こう書いてあります。しかしながら、
私は従来の例からいいたしても、單
にこういう抽象的なお座なりなこと
では、こんな法律をつくる意味が了解で
きないのであります。この目的につ
いて、まず通産次官から御説明をお願
いたします。

○本間政府委員 提案理由の説明の際
にも実は申し上げたのでございますが
が、御承知のように輸出をいたしま
す場合には、その規模及び実績を拡大
して参らなければならぬわけでござい
ますが、相手国がございまして、その
相手国に非常な誤解なり、あるいは非
常に感情上の問題などを起しますと、
輸出取引そのものにも影響があるわけ
でございます。従いまして相手の方の
事情なり、あるいは相手の方の意向な
りも相手に勘案いたしましてつくつた
ものでございまして、御指摘のよう
に濃度の薄いものになつたのでござい
ますが、平和條約の條文の中でも、た
だいま御指摘になりましたように、で

きるだけ國際的な商慣習を尊重する、
不公正な取引はしないということをし
たつて約束をいたしておりますので、
その線に沿ひまして、相手の方も十分
考慮いたしまして、とりあえずこの程
度で、終戦後非常に問題になつてお
りました輸出組合をつくつて参りたい
という考えで立案いたしましたのであ
ります。御指摘のような非常に物足り
ないと申しますが、微温的な点はある
うかと存じますが、その辺の事情をど
うか十分御了承願ひたいと思つ次第
であります。

○山手委員 輸出貿易の健全な発展を
はかると書いてあるわけですが、
私はこの法案の裏には大きな目的が隠
されてあると思つて、申しますのは、
こうした組合の問題につきましても、
日本は大正十四年に例の輸出組合を持
つております。それから昭和十二年に
は、例の貿易組合というふうなものを
つくらしてあるのであります。大正十
四年の場合の輸出組合は、輸出振興と
いうところに重点が置かれておつた。
昭和十二年の場合には、あの当時の時代
色をそのまま現わしてございまして、
いわゆる統制経済を推し進める一つの手
として貿易組合というふうなものを
つくらした。今日の日本の置かれてお
ります環境は、貿易界においては並々な
らぬ事態であつて、今日なりの日本の
けわしい時代色というものが私はある
と思つておる。そういうさ中に、この
輸出取引法というものを日本が獨自で
單獨でお出しになるということは、日

本の貿易界の将来にとつては、非常な
影響があります。政府がこの法案でね
らつておられるものは何であるか、も
う少し具体的に御説明をお願いいたし
ます。

○本間政府委員 御指摘にもありまし
た通り、輸出の増進を究極の目的にい
たしておるわけでありまして、その点
は、私もそのように考えておるわ
けでございますが、先ほど申し上げま
したように、取引をいたします相手の
関係も考慮いたして、それから御承知
のように、事業者団体法、公取との関
係などを考慮いたしまして、できるだ
け公正な輸出取引をしたい。それから
輸出取引におきます秩序をできるだ
け整えて参りたいというふうな目的で
出してございまして、もちろん私も
考えもできるだけ輸出を増進したいと
いう考えが根柢になつております。こ
とは、御指摘の通りでございます。

○山手委員 私は了承をいたします。
了承をいたしますが、そこに問題があ
るのです。今も本間次官からのお言葉
の中にありましたように、相手方があ
るから、相手方の立場を考慮しつと
いうお話がありました。が、本法案の内
容をつぶさに検討をしてみますと、本
法案の骨になると申しますか、ポイン
トは、第五條であらうと私は思いま
す。第五條の協定の問題が一帯大きな
問題でそのほかのものはそれにつた
りのようなものであります。第五條第
一項第一号、第二号、第三号を見まし
て、必要以上に相手方の立場を強調

し、相手方のいゝな非難を受けるかも知れぬといふようなことばかりを気にして、この中にこうした規定を置いておられるために、この法律はむしろ輸出振興法でなくて、輸出阻害法になるおそれがあるといふかといふことを懸念するのでございますが、第一号、第二号、第三号をまず具体的に説明していただきたいと思います。

○本間政府委員 実は私もが一番懸念をいたしておりますが、立案をいたしたわけでございますが、立案をいたしたときに、御指摘のありましたような点を、実は相当詳細に研究をいたしたわけでございます。組合がございまして、協定をいたします範囲をどの程度にするかということが、御指摘の通り一番のポイントになつておるわけでございます。今具体的にいゝ品物によりましては、外国との間に問題なども起しておるわけでございまして、その点の事情などを実は勘案をいたしまして、非常に苦心をいたしたところでございまして、確かに御指摘のような御心配もあろうかと思ひます。ただここが一番の急所でございますので、この三原則と申しますか、第一号、第二号、第三号の具体的なことにつきましましては、詳細に事務局の方から御説明を一応いたさせることにいたしましたと思ひます。

○牛場政府委員 第五條の第一項、第一号でございまして、これは「輸出貨物の価格が仕向地におけるその貨物と同種又は類似の貨物の価格に比して著しく低い」といふ場合でございまして、これは日本の輸出品が正当な

価格でもつて輸出する場合、つまりい

わゆるダンピングに陥らないで、生産費に適當な利潤を加えて輸出した場合におきましても、なおその価格が仕向地におきましますところの同種貨物の価格に比べて非常に安いときに、仕向地に比して関税を引上げるとか、あるいは関係の日本品の輸入をとめるかといふ問題の起る場合をさしておるわけ

です。最近の例をいたしましては、例のアメリカ向けのまぐろの缶詰ないしは塩づけまぐろの輸出というように、そのほかにございまして、アメリカ向けのミシンでありましても、ないしは絹のスカートあるいは毛糸の手袋につ

きましても、このような問題が懸念されております。實際上にそれが、非常に

それから第二号は「輸出貨物の価格が著しく変動し、仕向地の輸入業者が著しい損失を受け、又は受けるおそれがあるため、その貨物の輸出取引の成立が困難となる」といふことでございまして、その具体的な例をいたし

た第二号の場合に該当しますときに、協定ないしは組合によりする基準の決定を認めますが、これは主として一時的の必要のある場合に限られると思ひます。従ひまして政府でやつてお

ります商品のうち多くのものがそれに該当するわけでございまして、その商品の例をあげてみますと、綿糸布、絹織物、繊維の二次製品、家庭用のミシ

ン、陶磁器、珪藻土製品、ガラス、ポール、カン詰類、冷凍水産物、温州みかんなどといふものがあげられるわけ

であります。従つてこれもやはり具体的に必要の多いものでございまして、た

○山手委員 今の御説明は一応了いたしますが、実際問題から行きますと、第三号はいいとして、第一号、第二号についてはよく考えていただかなければ、将来に禍根を残すような事態

が起るのではなからうかと考えます。というのは仕向地の産業、仕向地の生産者といふものに必要以上にこだわつておられるのではないかと気がする

のであります。今例を引かれましたが、まぐろの缶詰の話にいたしました

が、日本側から言へば、決して安くないことをしているのではないのであり

る。そういう場合にこゝう規定があると、当然インドの繊維産業者と日本の繊維産業者との間ではこれが問題になつて来る。これは英国においても同様な事態が起きている。今日のランカ

シアあたりの繊維産業界の事情を見る

と、きわめて古典的な工場の経営をやつており、きわめて労賃が高いので、向うから言へば日本はソシアル・ダンピングだといふ言ひ方をしたいよ

うな事情にある。しかし日本の国内事情からいいますと、私は今日貿易産業家がたいへんな難取をされているとは考えない。しかし必然的なそういう優劣がついてゐる。そこでこゝう規定がございまして、必ず私は日貨排斥といふ問題が起きて来ると思ふ。日本と英國との間でもさうであります。日本とインドとの間、マレーと日本との間、あるいは日本と中国との間にこゝういふことが問題になつて来て、あるいは数を制限をし、あるいは価格をどうしろといふことが問題になつて来ると思ひますが、その点について通産当局はどうお考えでありますか。

○牛場政府委員 御指摘のように、仕向地の産業が非常に能率が悪いためにコストが高い。それに比べて日本からの輸出品は非常に能率もよく、かつ勉強して出すために非常に値段が安い。それが向うから見まして消費者の利益というのを度外視して一部の生産業者が日貨排斥をやる、そういうことは現実にもいゝ例があるわけでありまして、まことに御指摘のようなところがあると思ふのであります。しかし、そういう問題につきましましては、結局業者間の交渉、さらに場合によつては両国政府間におきましてよく話し合

○牛嶋政府委員 樹哲の表に別記に
いません。根拠は、外国為替及び外国
貿易管理法の主として第四十八條でござ
います。根拠として二十六條、四十
六條、四十八條、四十九條、五十六條、
六十九條となつております。主として
四十八條に基いて出しております。

行から金を借りる必要が起つて来ることも考えられます。そういう場合に、やはりバートル法の関係が問題になつて来るのではないと思われまゝ。

○山手委員 どうもその関係は、開港銀行からも金を借りていることそのほかを例に出されたいけれども、バートル法の関係を見ても、そんなふうななまやましいものをさしているのではないと私は了承をいたしてあります。この問題については通産省の貿易を管理しておられる当局において、私はごく近い将来に見解を下さり、さしていただかなければいかないと考えます。

そこで議論をもう少し進めますが、この法律はいわゆるこういう組合をつくらせたり、協定をさせたりすることによりまして、独禁法あるいは事業者団体法の裏を行くものである、こういうことになるのであります。公取の委員長もおいでになつておりますし、独禁法あるいは事業者団体法を守りになる立場からどういう連絡があり、どういう了解を与えておられるのか、御意見を承りたいと思ひます。

○横田(正)政府委員 ただいまの問題についてお答えいたします。実はこの輸出組合の問題につきましては、こういう制度の必要を公取自体も大分前から研究しておりまして、ある時期には公取から当時の司令部の了解を得べく多少の折衝もいたしたのでございませう。すでに御承知かと思ひますが、独禁禁止法をゆるめるということに對しましては、当時の司令部なりあるいは米国の本國の方で非常に強い反對がございまして、遂にそれはそのままになつて最近に來てゐるわけござい

ます。一昨年私がアメリカに参りました際も、その問題を特に念頭に置きまして、向うの國務省あるいは司法省、あるいは私たちと同じような公正取引委員会が向うにございまして、それらに出向しまして、こういう制度の必要性をいろいろ聞いたのでございませう。

その際は、國務省は非常に反對的な態度でございまして、その他の官庁におきましては日本の特殊性を割合に理解してくれまして、そういう制度もあるいは必要であるが、しかしそれに獨禁禁止法の線をあまりにゆるめな

いように、これをかなり監督的な立場で見に行く必要がある。そのような條件のもとに、あるいはそういう制度を持つこともいざらうということに申されて來たのであります。幸いに最近になりまして業界の要請もだん／＼高まり、通産省におきましてもかね／＼その必要を認めておりましたので、今次提出いたしましたこの法案につきましては、通産省とわれ／＼公取の担当の者とがきつめて密接な連絡を終始いたしました結果、先ほど申しましたように獨禁禁止法の根本精神をあまり大幅にゆるめない範圍において、日本の輸出貿易の振興に役立つある線を出すべく努力して参りましたものがこの法案でございませう。先ほど通産省の方からいろいろ申し上げましたが、なるほどこの法律は、あるいは考え方に

よりまして獨禁禁止の線があまりに強く出過ぎておるといふ御批判もあらうかと思ひますが、これは結局外國との關係がきつめて強く考慮せられなければならぬ問題でございませう。ことにこの法案をつくります過程において、外國、ことにアメリカの方の態度を打診しつつ参つたわけございませう。その際にも、先ほど申しましたようにこれをあまりゆるめることについては非常に重大な関心を持つてゐる様子ばかりでしたので、その線をできるだけ残しながら、なお現在では適法に行われぬ協定あるいは輸出組合による活動、ある範圍において適法にいたすという線を出したわけございませう。なおただいまの状態におきましては、この線をこれ以上ゆるめまことは、いろいろな面が非常に支障があるように考えられます。要するに日本國の國際的な信用というものを高めますためには、多少の不便がござい

ましても、現在の日本としては忍ばなければならぬ事情もあると思われまゝです。われ／＼といたしましてはこの線を守りつつ、なお貿易の振興という大きな日本の利益も考慮して参りました。こういうふうにご承知しておきます。

○山手委員 今の御説明でよくわかるのであります。御説明そのものの中では、日本の特殊性はよくわかるからとて、アメリカ側の意向を聞取つて來たことによつて、こういうものも考えられた、こういうことであります。これは非常に大切なことだろつと思ひます。この法律自体を見てみると、非常にアメリカの方を氣にしておる。いわゆる仕向地というものに氣をとられ過ぎておるのであります。が、日本の特殊性をよく認識して、うまく運営をして特殊性を生かして行かなければならぬのに、全部殺して行くことばかりに今や獨禁法なり事業者団体法が運用されておつた。この法律は私はいさういさうがあると思ひます。貿易を健全に發展させようと思つておりながら、逆に日本の貿易を將來決定的に阻害する要因をつくる可能性があるやうな氣がいたします。公正取引委員会の方の動きも私はいさうい

ろ見ておりますが、最近――きよりの新聞にも出ておりましたが、スフの操縦は停止を勧告する、あるいは綿の操縦もおもしろくないというふうな御意見のように承つております。あるいは新聞記事が十分盡しておらないのかもわかりませんが、その点について委員長の御説明をお願いいたします。

○横田(正)政府委員 ただいまの操縦の問題につきましては、実は昨年の春にも同様の問題がございまして、その当時から公正取引委員会といたしましては、慎重にこの問題を検討して参りました。本年になりまして、御承知のようになまことに困つた事態が出て参りまして、われ／＼といたしましては、これにこゝしの緊要の事情をしんじやうとして、これをいかに処理すべきかというところについて検討してござい

ますが、問題はだん／＼に進んで参つたわけでありませう。そこでたしかことしの四月の初めごろかと思ひますが、私たちがいたしましたのは、やはり獨禁禁止法なり事業者団体法を守る役所といたしまして、これをそのまま見逃すことはいかかかと存じましたので、いろいろ検討いたしました結果、まず綿紡及び化纖双方につきまして、事実關係を少くとも明らかにする必要があるのではないかと、このことからいたしまして、これを一つの事件といたしまして、私の方のそういう事件を調べます係の審査部で取上げて、現にこれは調べつあるものであります。大体調べも終つた段階のようございませう

が、まだわれ／＼委員会の方へは事務局から報告が参りません状態でございます。四月にはこの事件を審査部で取上げて同時に、各種の事業につきまして、一般的な調査をいたします。調査部におきまして、こういう操縦問題全般につきまして検討をいたす。ことにいろいろの方面の意見を聞きまして、われ／＼の今後に対する態度をきめる。なおもし操縦が日本の産業の上にとりしても必要なものであるということございませうれば、それを法制化いたしまして、獨禁禁止法なり、事業者団体法なりの適用を受けない、適法なものにいたすという線を出したいと考へまして、ただいまそちらの研究も実はやつておる次第でございませう。従いましてわれ／＼といたしましては、もちろん違反がございませうれば、これは法律的には違法ということにはなりますが、その扱いにつきましては、ただいま申しました調査部の調査と相並びまして、慎重な態度を今後とりたいと考へております。

○山手委員 この輸出取引法の、さつきから問題にいたしました第五條の第一項の仕向地の同種あるいは類似の貨物の価格に比して、著しく日本の同じ製品の価格が安い場合には云々という條項であります。現在貿易の面で日本でも一番大きな地位を占めてゐるところの纖維製品につきましては、明らかにこの條項に、この間からの事態はかつちりにはまつておるやうに思ひます。少くとも英國との關係はまつておる。こういうことになると、やはりある程度國內の価格をつり上げて行くというのは、生産面に響いて参ります。生産面からずつと問題が起きて行つておる

が、まだわれ／＼委員会の方へは事務局から報告が参りません状態でございます。四月にはこの事件を審査部で取上げて同時に、各種の事業につきまして、一般的な調査をいたします。調査部におきまして、こういう操縦問題全般につきまして検討をいたす。ことにいろいろの方面の意見を聞きまして、われ／＼の今後に対する態度をきめる。なおもし操縦が日本の産業の上にとりしても必要なものであるということございませうれば、それを法制化いたしまして、獨禁禁止法なり、事業者団体法なりの適用を受けない、適法なものにいたすという線を出したいと考へまして、ただいまそちらの研究も実はやつておる次第でございませう。従いましてわれ／＼といたしましては、もちろん違反がございませうれば、これは法律的には違法ということにはなりますが、その扱いにつきましては、ただいま申しました調査部の調査と相並びまして、慎重な態度を今後とりたいと考へております。

のでありますから、そこに結着が来る
と思うのであります。そういうこと
になると、この法律が通る以上は、当然に
操縦というふうなものは法律で適法に
認めて、すつきりやらすという立場を
つくり上げて行かなければならないと
いうことに論理的になつて行くと思
うのであります。いかがでありますか。
○横田(正)政府委員 あるいは場合に
よりましては、今お示しのような関
係が出て参ることもあるかと存じま
す。先ほど申しましたように、これを
適法化したしめるには、なお諸般の
事情を考へなければなりませんので、
この輸出取引法を認めるから、当然に
生産の方の調整も適法化しなければ
ならないというふうには考へておりま
す。

す。そういたしますと、日本の国内で
その割当をとるために、プレミアムが
ついて来る。そのプレミアムは当然メ
ーカにこのしわが寄つて来る。そう
いたしますと、メーカはこの輸出取
引法案から相当な負担をおいかぶさ
せられることになる。ところが、今日
大きな鉄鋼業あたりにおきましては、
いわゆる輸出業者というものは窓口にし
かすぎない。五割とか三割とか、口銭
をもらつて、いわゆる輸出手続だけを
やつておられるという状態である。繊維業
のごときにおきましては、今日の輸出
商社というものは、ほとんど大繊維メー
カーにおおきまつておられるというこ
うである。そういう状態では、なにか
つて来やしないか。この輸出の操縦と
いう問題、価格の維持という問題、あ
るいはメーカ、あるいは業者、そ
ういふようなものの関係がこの法案の
際から行くかといへんことになつて
来るように思いますが、どう考へて
ありますか。

○山手委員 これは非常に重要な問題
なんです。これは通産当局の方ではよ
く御承知のはずであります。日本が
かつて統制経済に移行しようとしたと
き、インドあたりの貿易の面でプレミ
ウムが相当に出て来た。ひどいにな
ると二割ぐらいプレミアムをかせがれ
てしまふ。そのためにメーカは非常
な迷惑をこうむつたという実例がある
わけなんです。今日のうちに各商社に
英國あたりが、貿易の面で努力をして
おるときには、日本側の統制経済のた
めではなくて、向う側の統制経済の
とばかりを日本が受けて、貿易管理の
問題を起して来るのです。それでこ
れにメーカを入れるかどうかという
ような問題、これは一部です。議論
をされておられるようでありまして、
その問題とからんで、私は今の操縦の
問題あるいはこの協定の内容の問
題、これはこの法案のままだと私は
かぬと思つております。通商局
長から御意見を承りたい。

○山手委員 今この御説明は一応の御説
明としてはそれでいいのであります
が、実情はそうは行かないのであり
ます。なぜかと申しますと、今日日本
がつております繊維製品を例にとつて
みましても、繊維の貿易はアメリカか
ら綿を買つて来る、十割買つて来る
と、五割は輸出をして、半分は国内
に回すわけなんです。大体この輸出が主
な分だけは日本に残すというものが日
本の繊維産業のやり方なんです。輸出
の工賃で国内で国民の着る分だけかせ
ごうというので、むしろ国民が必要と
する部分の方が輸出の面から考えると
小さいというのが実情です。だから輸
出を抜きにして国内の生産というもの
は考へられない。それを單なる一商社
の関係だけで生産者なんかはどうで
よい、この法律には関係ないんだとい
うお考えは、実情に即しておらない
ということになります。これはまだ議論
をしなければならぬと思つておりま
す。それから今のお話であります。実
際問題として、生産者がこの組
合に入らぬということになりますと、
これはやはりメーカは発言権を持
うとするだろうと思つておられます。
そうしますと、五大商社か十大商社、八大商社
ですか、そういう商社が今日た
として必ずその一つをひもつきにし
て、その一つの大きな商社を自分の輸
出機関にしてどん／＼実績をつくつて
行くというふうな事態が起きて、私は
商社の関係で、こういう法律が通ると
混乱が起きやしないかと思つてあり

○山手委員 今この御説明は一応の御説
明としてはそれでいいのであります
が、実情はそうは行かないのであり
ます。なぜかと申しますと、今日日本
がつております繊維製品を例にとつて
みましても、繊維の貿易はアメリカか
ら綿を買つて来る、十割買つて来る
と、五割は輸出をして、半分は国内
に回すわけなんです。大体この輸出が主
な分だけは日本に残すというものが日
本の繊維産業のやり方なんです。輸出
の工賃で国内で国民の着る分だけかせ
ごうというので、むしろ国民が必要と
する部分の方が輸出の面から考えると
小さいというのが実情です。だから輸
出を抜きにして国内の生産というもの
は考へられない。それを單なる一商社
の関係だけで生産者なんかはどうで
よい、この法律には関係ないんだとい
うお考えは、実情に即しておらない
ということになります。これはまだ議論
をしなければならぬと思つておりま
す。それから今のお話であります。実
際問題として、生産者がこの組
合に入らぬということになりますと、
これはやはりメーカは発言権を持
うとするだろうと思つておられます。
そうしますと、五大商社か十大商社、八大商社
ですか、そういう商社が今日た
として必ずその一つをひもつきにし
て、その一つの大きな商社を自分の輸
出機関にしてどん／＼実績をつくつて
行くというふうな事態が起きて、私は
商社の関係で、こういう法律が通ると
混乱が起きやしないかと思つてあり

ますが、どうでありますか。

○牛場政府委員 先ほど私の申し上げたことが少し足りなかつたかと思つたのでございますが、輸出業者という意味では、割合広く解釈して行きまして、自分の生産品のうちの相当部分を輸出品の製造に充てておるようなメーカーというふうなものは、これは組合の定款の規定のつくり方にもよるのでございまして、輸出業者と認めて、その加盟を認めて行くというふうに運用して行きたいと思つております。

○山手委員 実際にはどうであるならば、むしろこの法律に書き込んで率直な形にしておいた方がよいと思ひます。これは公取の方から横やりを入れられて、妥協してカムフラージュした法律にすぎない、こういう気がいたします。今のカムフラージュを入れないということになると、きつと私は商社にひもつけをして、いろ／＼な手を伸ばして行くだらうと思ふ。そこで私は公取の委員長さんにお伺ひしておきたいと思ひますが、先般この委員会では、実は私ももうかつたのであります。が、戦後の補助を法律に直すという関係で、例の旧財閥の商標などをそのまま認めるということをしてしまつたのであります。今日三井とか三菱、そういう旧財閥の關係の商社が統合を始めています。昔の姿に立ち直つて、いわゆる独自の強大な商社をつくり上げようという動きが、盛んになつて来た。あの法律を私もここで審議するときに不用意に通してしまつたのであります。ところがそこを修正するとか何か手を加えておくべきだつたと思つておりますが、非常な勢いで今日やつつある。言いかえると、旧財閥

の復活が除々に起きておるのみならず、同じ仕事をやつておるそういう商社の統合のみならず、旧三菱というものが金融機關を持つてゐる。鉱山をやつてゐる。化学工業をやつてゐる。造船をやつてゐる。それから三菱商事というものがある、あるいは三井物産がある。そういうものをまた昔の姿に統合させて、有利な地位を占めて行く、こういうことがいゝ／＼な面で行われてゐる。いわゆる過度経済力集中排除、財閥解体の精神と逆行するやうな大きな動きが出ております。その端の一例を一つあげてみますと、ここに次官がおられますが、四日市の海軍燃料廠の問題もそうです。三菱系の銀行が全国の預金をおそこに集めて、三菱石油なりそのほかの同系の会社に注入する。その同系の会社がそこに入らばつてゐる。硫酸会社の通半数の株式を買収する。いろ／＼な手を伸ばして、同系の会社の火薬工場そのほかを全部おそこに注入して行く。そういう大きな金融機關なり商社なりというものを全部統合した旧財閥のものがどどんと復活する、という動きが現にさういふ一つの例において現われておる。そういうような事態に対して、この法案などがそれを促進させる役割を果たすものではないか、こういう気がいたします。が、公取の委員長さんはさういふ面でもうお考えになつてゐるか、この際お聞きをしたいと思います。

○横田(正)政府委員 ただいま財閥の復活の問題に關しましては、私も私どもといたしまして非常に深い関心を持つておる次第でございまして、御承知のやうに三菱系の会社が最近だん／＼に合さつて大きくなりつつございまして、三井に關しましては、さういふ動きがあるやうに思われますが、しかしこれは現在の程度におきましては、むしろある程度強い商社のできまして、三井のあの程度の結合もわれわれといたしましてはこれを認めたいわけでございます。なおこの点は実は独占禁止法そのものの一つのあり方の問題でございまして、御承知のやうに限りませんが、独占禁止法の禁止する一つの取引分野における競争の制限をそれには独占あるいは協定というやうな形によりまして制限をやかましく申しているわけでございます。ただいま例にお引きになりました石油、石炭というふうな、ある種の取引分野の競争の制限につきましては、かなり敏感にこれを取締る。予防措置といたしましては種々の制限があるのでございまして、ただいまお示しのごとき、銀行と結びつき、そこに一つの大きなコンツエルンができて来る、しかしながらそれが個々の業について見れば必ずしも日本の業界全体に対して非常な大きな比率をもつてこれを支配しておるわけではないというやうなものにつきましては、ある意味におきまして独占禁止法はなほだまぬるものがあるものでございまして、実は先般の過度経済力集中排除の法律がねらいましたものが、ただいまお示しのやうないわゆる財閥的なコンツエルンをこわす方に非常に役立つたわけでございますが、あそこに残りました独占禁止法自体には、今申しましたやうな意味の欠陥がございまして、この点はわれ／＼も十分に認識しながら、なおできるだけ独占禁止法の範囲内におきまして、ある大

きなものが中小の事業を圧迫するといふやうなおもしろくない事態が生じないやうに、今後公取の仕事に就任して参りたいと思つております。

○山手委員 私はある特定の業種の面だけでの独占禁止ということではなしに、さうした日本の経済界を牛耳るやうな姿でのコンツエルン的な動きといふものの方が日本の国内に悪影響を与えるものだと思つております。この法案がさういふことで、順次いゝ／＼になるのではないかと気がするもので一言附いてみたわけでありまして、もう一つお聞きしたいのは、ここでせつかくさういふ法律ができて、業者が協定をいたしましたも、日本の国内には相當外國の商社なんかが来ておるにしまして、日本の業者にもつとり上げて低い価格のものでど／＼その裏を行くといふやうなことで日本の貿易を壟断されどうなるか。いわゆるアウト・サイダーは拘束することはできない。さういふ場合にはどうなるか。あるいは外國、大きな商社がカルテル的な動きを示して、この法律をうまくくづつて行くといふやうなことになるかどうか。あるいはまた外國とこの法律の關係を神祕に考へると、差別待遇をするといふやうな解釈をして向うが難くせをつけて来るおそれもあるにしもあらうと思つておるのですが、それはどういふやうなことになるか。これについては當局の方では審議會の下部に外人を入れるといふやうなことをお考えになつてゐるというのであります。が、それについては具体的にどう

いふことになるのか、御説明をお願いいたします。

○牛場政府委員 ただいま外國の問題を離れて、一般のアウト・サイダーの問題に關しましては、今度の法案では全然強制力というものは考へておりません。戦前の考へ方とまったく違つた点でございまして、それからアウト・サイダーにつきましては、現在の輸出承認制の運用によりまして、なるべく健全な組合の発達と歩調を合せて、アウト・サイダーの方もコントロールして行けるやうに政府としてやつて行きたいといふやうに考へております。それから外國の問題であります。が、外國と日本人商社の利益が必ず対立したものであるといふやうに考へて行くのも、ちよつと行き過ぎではないかと考へます。外國のうちに、現在日本に来ております外國のうちに、実際非常に小さな、一攫千金的な動きをする者も相當あつたのであります。が、さういふものでもだん／＼整理されて参りました。國際的に信用のある大きな商社が主として残つて來つた。現在、日本の商社は勢力も乏しく戦前のやうに自由に海外に支店を出すこともむづかしいという状況でございまして、さういふ連中とやはりある程度提携いたしまして、日本の貿易をやつて行くことが望ましいのではないかと、私はさう考へておるものであります。この法案におきましては全然日本の商社と外國の間に區別を設けてはおりません。それから審議會の構成につきましては外國を入れるといふことも一つの考へでございまして、これはなお政府部内におきまして、また業界との間にあ

きまして、研究をしてきめたいと思つております。

○南委員 関連して伺いますが、今アウット・サイダーの問題について政府当局の方から輸出承認制ということをお言われたのでありますが、この組合は御承知の通りボランタリーの組合で、加入、脱退自由なのです。御承知のように日本の貿易の競争前から一番問題になつておりますのは、要するに価格が非常にまち／＼であつて、そのために日本のメーカーも非常に困るし買つておる連中も非常に困つておるというのが現在の事情です。そういった人、この法律の程度では、やはり日本人は食わんがために輸出したいという気持が多いのですから、一つの品物の価格の協定をやりまして、組合員でないものが東海を受けないで、安く売る場合には、どういふふうにして輸出の承認制を行うのか。輸出商については全部許可制をおしきになるのですか。承認制を別箇にお設けになるのですか。

○牛場政府委員 ただいま御質問の承認制に關しましては、先ほど御質問がございました輸出管理令に基いてやつておりますので、一々法律にする必要はないかと思ひます。組合が主要なる商品についてそれ／＼できて来るということになり、そしてその組合が業界の全部を包含するというふうなところまで行かないという状況になりました場合におきましては、それはまた事情によつてそのとき／＼に研究しなければならぬ問題かと思ひますが、そういう商品につきましては、これを承認制にひつかけまして、ただいま行つておりますのと同じような一種のチェック・

プライスというふうなものを設けまして、それでアウット・サイダーが安売りをして、組合の存在を有名無実ならしめることのないように運営して行きたいというふうな考へております。

○山手委員 本会議が始まりました時間があるまいので、今日はこの程度にしておきたいと思ひますが、私どもは貿易の面が非常に重要な段階に来ておるし、これが日本の自立経済の上で決定的な役割を果すものであるという考へを持つておりますが、どうもこれが比較的、軽はずみというわけではありませんが、素通りさせられて、業界でも議論が場当たり式になつて行きがちなように私は考へておりますので、この法案については今日はこの程度で質問を打ち切りまして、今後さらに掘り下げた議論をしたい。そういうことを保留しておいて今日は私は質問を打ち切ります。

○南委員 公取の委員長がおいでになつておりますからついでにお聞きしたいのですが、輸出管理令を働かして、そうしてアウット・サイダーを取締つて行くという考へよりも、むしろ昔やつておりましたように、輸出組合の自主性によつてアウット・サイダーを縛つて行くという考へ方の方に行きべきがほんとうの形ではないか。そういう場合に独占禁止法の除外例を認めてやるのがほんとうではないか、要するにあまり安売りをしたり、何をやるかわからぬようなことのないようにしてやるのが、この法律をつくつた趣旨でありまして、それから、そういう意味合いにおいて、チェック・プライスとか、あるいは政府の管理でその組合を助けて行くといふふうでは、ほんとうにせつ／＼つくつた法律が画龍点睛を欠くように思ふのです。独占禁止法はそういうところまでねらつておるかどうか、それを委員長から明確な回答をお伺いしたい。

○横田(正)政府委員 ただいまの問題は実は私たちの立場から申し上げますと、非常に重大なる問題を含んでおるのでございまして、御承知のように協定そのものを独占禁止法は一応照と見まして、ただ必要やむを得ないものはその場合あるいはその向き／＼によりまして、適当な制約を加へつゝ適用の除外をして、これを適法化する、こういう考へ方が独占禁止法の建前であるうと在じます。いゝやんやこの業者の一部の人の協定をさらにそれに關係のな

い第三者に押し及ぼして行くといふことにつきましては、今申しましたような考へ方から申しまして、なお一つ問題がつけ加わつておるわけございまして、この点は独占禁止法のどの規定にしようかなどではなく、むしろ考へ方として、原則的には私としてはできないのであります。但しこれは一般的なことで申し上げておるわけございまして、ものにはすべて例外というものがあつてございまして、そのような關係がどうしても必要である、その合理的な理由がはつきり示されるものにつきましては、また別途の考へ方もいたされるかと考へております。

○南委員 大体今の輸出貿易の実態は何か、横田委員では飢饉輸出の状態になつておりますが、安売りがむしろ非常に外国に迷惑を与える。東南アジアなんかその通りであります。それ／＼自分の立場においてい

ゆる輸入制限をやつておる国もあるのではありますけれども、しかし日本の品物が次から次と安くなつて行く。先ほど同僚山手君が申しましたように、綿花を輸入して半分は内地で使つて、半分は輸出する。資金回転をするためにはどうしてもある程度輸出をしなればならぬといふことで、いわば底なしになつておる。そういう事態を何とかして一つの規制を与えて進んで行くといふのが、これからの日本の繊維製品あたりの輸出の状況だろうと思ふのです。その際に独占禁止法が非常にシビヤに働まして、そうして業者の価格協定も全般的にできない、こういう状態においては、私はせつ／＼輸出組合をつくつても何にもならぬと思ふを押すやうが二人か三人おると価格が守られない。そうするとお互いになぐり合ひを始める。管理貿易でありますから、別箇の見地に立つてそれを補つて行くという隔靴搔痒の感のするやうな法律をつくつて行くよりも、むしろ現行の貿易状態に即応したやうな、も

つと外国に迷惑を与えないやうな、日本人もそれで得をする、こういうやうな考へ方で、もつと独占禁止法を違つた意味で運用していただけたら輸出組合などは非常に助かるのではないかと、こういう気がするのですが私たちがこれをながめまして、何かしらぬが中途半端で、はたしてこんなふうで日本の輸出が伸びるのかしらという気がしてならぬのです。むしろ独占禁止法はそれやつて私的独占の程度が過ぎるやうな場合には、その組合に警告を与えて、価格協定をやらせるといふやうなことに働くべきであつて、その法的基

礎を薄弱にしておいて、これが独占禁止法の本来のねらいだと思はれることは、私はどうも行き過ぎのやうな気がするものであります。あまり一つの問題に深刻にやられると、現在通商航海條約その他いろいろありまして、外交的にもむずかしい政府の立場ですから政府としても苦しいだろうと思ふのです。この輸出組合の将来といふものが、この輸出組合の将来といふものが、これをどうしてここに存在しておるのですから、その運用の方針なり法の目的なりがもうちよつと進んでもよいのじやないかという気がしてならないのであります。今この程度では現在のやうに混乱した輸出業界に對しある程度の法的秩序を与えるといふことに役立たないやうに思ふのであります。しかも外国には、日本で何か非常に大きな統制をやつておるのじやないかといふやうな衝動を与えるといふ、むしろ逆な結果を産むやうな気がしてならないのであります。この点について政府当局並びに公取の委員長からもう一べんつづ込んだ御返事がいたされたいのであります。

○横田(正)政府委員 実は先ほどその点に關しまして少し申し上げたのであります。なるほどこういう法制につきましてはこれだけなければならぬといふやうな線はなか／＼発見しにくいことだろうと考へます。しかし諸般の情勢からいたしまして、私も私どもとしては現在日本が持つてよい輸出取引法の線は、まずこんなものではな

いかと考へておるわけございまして、ことにわれ／＼はこの法案につきましては、通産当局ともよく連絡をとりまして、この程度のものは決して国連あ

七

たりでやかましく言っており、線に接触するものではないことを確信いたしておりますが、しかしこれを受取り

を得ないというお考えですか、その点だけはつきり御返事願いたいと思いま

に監視いたしまして、誤りなきを期して行きたいと思つておる次第であります。

ます側では、ただいま申し上げました通りかなりの感じを受けておるようでございます。この点実は大使館あたりからの空気を察しますと、われわれの想像以上のものがあるように考えられます。ことに英米人の考え方といったしまして、法律はともかくも実際の運用がどうあるかということについて、きわめて鋭い感じを今後持つて行かれるのではないかとこの感じを受け

○牛場政府委員 ただいま御指摘のような現象が間々あることは私も認める次第でございますが、それを法律だけでとめることができるかというところにありますと、これだけではまだまだ不十分でありまして、そのほかいろいろの措置が必要である。ことに国内の金融措置なども少し改善して行くことが非常に大事なのではないかと思つております。この法律につきましては、先ほど横田委員長からお話がありました通り、現状におきましてはさしあたりこれで行くのが一番いいのだ、これで行くよりしかたがないと考えて

○中村委員長 本日はこの程度にいたし、明日は午前十時より運輸委員会との連合審査会を開会いたし、午後一時より理事会、一時半より委員会を開会いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後四時八分散会

律につきましては、なお運用の面におきまして今申しましたような影響も考慮しつつ、またせつかくこういうものができたのでありますから、これを文字だけのものにしたくないという気持ちも十分に持つておりますので、そこら辺の運用の妙と申しますか、その辺につきましては通商側と公取側と密接なる連絡をとつて、万遺憾のないようにいたしたいと考えておる次第でございます。

○南委員 最後に一点通商局長にお聞きしておきますが、日本の輸出状態はたき売りでありまして、もうからぬ商売はやめるといふ欧米式の考え方になつてくれればいいのですが、場合によつてはたき合ひをして赤字が出てもやるのが日本人の悪いところであります。そういう世界市場にないようなばかな輸出を、この法律でチエック・ブライスとかなんとかいうことでうまくとめられるような見通しがありますか、それとも諸般の情勢を考慮してそういうことはいけないけれども、やむ

それから全般の問題といたしまして、輸出取引審議会を大いに活用いたしまして、先ほどメーカーの問題につきましてちよつと申し忘れましたが、この審議会中にメーカーの代表をもちろん加えるつもりであります。ここに置きまして総合的に協定なりその他を許す基準というものを決定して運用を誤らないようにして行きたいと思つております。これは一に今後の運用にかかる点でございます、私どもも大い